

介護サービス提供等により事故が発生した場合の保険者等への報告書提出について

平成 23 年 3 月 1 日

平成 29 年 4 月 1 日 改正

令和 6 年 12 月 11 日 改正

城陽市高齢介護課

1 報告書の提出先等

- (1) 報告書は次の①～③の機関に提出してください。
 - ① 城陽市高齢介護課（市外の利用者に係る事故についても提出）
 - ② 利用者（被保険者）の属する市町村（当該市町村の定める方法により提出）
 - ③ 京都府山城北保健所（地域密着型サービス事業所、居宅サービスを実施しない第1号事業所、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所は提出不要）
- (2) 報告書の提出者は当該事業所の管理者としますが、例えば感染症の集団発生等で、その範囲が併設事業所にも及ぶことから、各事業所単位での報告が不合理な場合は、統括責任者（施設長等）が一括して報告書を提出してください。

2 報告書の様式等

城陽市に提出する場合は、事故の種別により、次に定める様式を用いて報告してください。

- (1) 様式1（事故） 別表の左欄に記載の1～7及び11～14の事故
 - (2) 様式2（感染症・食中毒等） 別表の左欄に記載の8～10の事故
- ※様式2（感染症・食中毒等）は、各項目が記載されていれば、事業所独自の様式でも差し支えありません。

なお、利用者が他市町村の被保険者で、当該市町村に報告書を提出する場合は、その報告書を城陽市に提出されても差し支えありません。（他市町村への報告に城陽市の様式を使用される場合は、その是非を提出先に確認してください。）

3 報告書の提出が必要な事故

- (1) 事故とは利用者へのサービス提供に関わりのある事故で、別表の左欄に記載の1～14までの各種別の事故を指します。事業者の過失の有無を問いません。
- (2) 報告書は事故の状況、程度及び規模等が別表の右欄に該当する場合に提出してください。ただし、事故の種別が1～7の場合で、次のいずれにも該当しないときは提出の必要がありません。
 - ① サービスの提供が起因した事故
 - ② 利用者が事業所又は施設内（農園等の附属施設含む。）に所在中の事故
 - ③ 従業員（ボランティア含む。）の付添いによる送迎、買い物、散歩、通院等における事故
 - ④ グループホーム入居者等の外出時における事故（帰宅・入院時等の事故、その他家族等の付添いに

によるサービス提供時以外の事故を除く。)

4 報告書の提出期日等

- (1) 事故等が発生したときは速やかに、遅くとも5日以内（感染症、疥癬、食中毒が発生した場合は、報告基準に達してから5日以内）を目安に提出してください。緊急性の高いものは速やかに連絡の上、後に報告書を提出してください。
- (2) 事故の処理が完了していないことから、報告書に記入できない項目があつて期日内に提出できないときは、第1報として記入可能な項目のみ記入して提出してください。未記入の項目については、事故処理が完了してから記入の上、第2報等として遅滞なく提出してください。事故処理が長期化する場合は、経過報告を求めることがあります。
- (3) 「感染症、疥癬、食中毒」に係る報告書の提出は、発生時と終息時の2回としますが、5日以内に報告書の提出が可能な場合は、同時の報告も可とします。終息が長期化する場合は、経過報告を求めることがあります。
- (4) 1類～4類感染症等(感染症法第12条の規定により診断した医師が直ちに保健所への届出を義務付けられている疾患)又は食中毒については、その発生（疑い含む。）を知った時点で速やかに保健所に報告し、保健所が感染症又は食中毒として対応していることを確認してください。その確認をした時点で、その旨、本市に速やかに連絡してください。
- (5) 前記(4)以外の感染症等についても必要に応じて保健所に報告し、その旨、本市に速やかに連絡してください。

5 その他事故報告等に係る留意事項

- (1) 利用者の負傷等については、医療機関等での治療を受けた場合に提出していただくことになっています。しかし、事業所の事務負担を軽減するため「日常生活への支障がない軽度の負傷等で、かつ、軽微な治療で済んだことから、管理者等が報告の必要がないと認めた場合」は、報告しなくてもよいことになっていますが、その判断に当たっては、次のことに留意してください。

① 日常生活への支障

数日であっても、包帯等によって「入浴ができない。」とか「食事など介助なくできていたことができない。」等の状態にあるときは、日常生活に支障があると認められます。

② 軽微な治療

「骨折・捻挫等により、ギプス等で固定した。」とか「再診のため通院した。」等の場合は軽微な治療として認められません。また、「救急搬送」又は「検査等で利用者が多額の医療費を負担した。」等の場合は、治療そのものは軽微なものであっても報告の対象とします。

③ その他留意事項

「日常生活に支障がない軽度の負傷で、かつ、軽微な治療」と認められるときでも、次の場合は、報告書提出について本課に協議してください。

・特養入所者及びグループホーム入居者に係る事故で、家族等へ当該事故について連絡したとき。（家族が訪問の際に行った近況報告等を除く。）

- ・事業者側に過失があるとき。

(2) 感染症等発生の報告

感染症や食中毒の発生については、まず、保健所へ報告するとともに、本市へも報告してください。
報告が必要な感染症や食中毒については、別表の「8 感染症、9 疥癬、10 食中毒」で示しています。

(3) その他

- ① 別表の「11 財物の損壊・滅失」、「12 交通事故」、「13 従業員の法令違反」又は「14 その他」の場合も報告書を提出していただく必要がありますので注意してください。
- ② 事故報告が必要か否か判断に迷う事案は、市へ相談してください。

6 事故が起ったら

事故が起こった際は、まずは利用者の安全確保、感染症の拡大防止、速やかな緊急搬送等に努めてください。

その後、事業所の中で事故原因の分析、今後の対応策について検討し、実行してください。

その過程の中で、市への事故報告を発生から5日以内にお願いします。

発生から5日以内の報告が難しい場合、急ぎ電話等でご一報ください。